

教育未来創造会議ワーキング・グループ 第2次提言に向けた論点整理(案)(抜粋)

Ⅲ. 具体的方策

1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

(2)外国人留学生の受入れ方策

<検討の方向性>

②入学段階での要件・手続きの段力化

- ・ 高等専修学校への留学の際の日本語能力要件の緩和

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(2)外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

<検討の方向性>

③関連する在留資格制度の改善

- ・ 在留資格の運用の見直しと周知促進(専門学校卒業者の専門知識・技能やその応用が発揮できる要件への見直し(技術・人文知識・国際業務、特定活動等)、技術・人文知識・国際業務での業務内容の明確化、非漢字圏出身者も含めた日本語教育機関の在学期間の在り方の検討)

3. 教育の国際化の推進

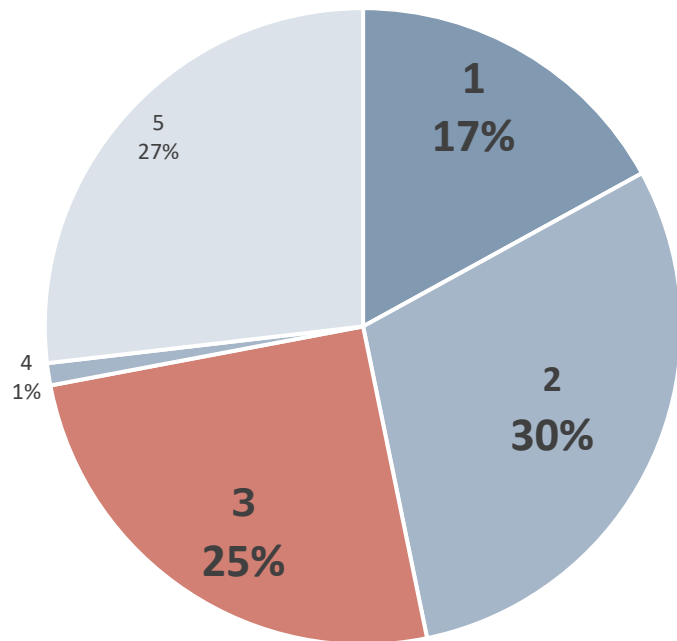
(1)国内大学等の国際化

<検討の方向性>

- ・ 国際標準教育分類における高度専門士の位置づけの見直しと国家学位資格枠組みの検討の加速化

留学生の学校種別割合総数とその後の就職状況について

留学生総数に占める割合



(N=312,214)

出典：日本学生支援機構
「2019（令和元）年度外国人留学生在籍状況調査結果」

卒業後の定着率について

| 区分 | 日本での就職を希望する者の割合(A) ※1 | → | 実際に日本で就職した者の割合(B) ※2 | 差(A-B) |
|---------|--------------------------|---|-------------------------|--------|
| 専門学校留学生 | 69.9% | → | 39.2% | 30.7% |
| 大学学部留学生 | 61.4% | → | 42.0% | 19.4% |

出典：
※1 日本学生支援機構「令和元年度私費留学生生活実態調査」
※2 日本学生支援機構「令和元年度留学生進路状況・学位授与状況調査」

令和4年10月25日 自民党教育・人材力強化調査会法務省説明資料

留学生の就労に係る主なフロー

① 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合

大学

専門学校

日本語教育機関

在留資格変更許可申請

技術・人文知識・国際業務

特定活動（46号）

（短大・専門学校・日本語教育機関を除く）

特定技能

② 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていない、
または、採用までに時間がある場合

大学

専門学校

日本語教育機関

在留資格変更許可申請

特定活動（継続就職活動）

（要件を満たした日本語教育機関を含む）

特定活動（就職内定者）

外国人留学生の就職に係る在留資格（概要）

| 在留資格 | 活動内容 | 要件・基準等 | 具体的な業務の例 |
|-------------------------|---|--|---|
| <p>技術・人文知識・国際業務</p> | <p>○理系又は文系の技術・知識を要する業務</p> <p>※他に通訳・翻訳等に従事する「国際業務」も認められている。</p> | <p>○理系又は文系の技術・知識を要する業務に従事する場合（いずれかに該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業したこと。 ・ 技術・知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。 ・ 10年以上の実務経験を有すること。 <p>※専攻科目と業務との関連性 ⇒大学は、教育機関としての大学の性格を踏まえ、関連性は柔軟に判断。 ⇒専修学校は、職業等に必要能力を育成すること等が目的とされていることから、相当程度の関連性が必要。</p> | <p>○理系の技術・知識を要する業務</p> <p>①システムエンジニア、②設計 ③プログラム開発</p> <p>○文系の技術・知識を要する業務</p> <p>①会計、②営業、③企画、④コンサルティング</p> <p>※学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする業務でなければならないため、飲食店での接客や工場でのライン作業等は、基本的に認められない。</p> |
| <p>特定活動 (告示46号)</p> | <p>○常勤の職員として、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務（風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務を除く）</p> <p>※日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務 ⇒他者との双方向のコミュニケーションを要する業務</p> | <p>○以下の要件に該当する者（いずれにも該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦の大学（短大を除く。）を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。 ・ 日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験等により証明（N1合格等）されていること。 ・ 本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するものと認められること。 <p>※大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するもの ⇒学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること等</p> | <p>○日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務</p> <p>①飲食店において店舗管理や通訳を兼ね備えた接客 ②工場のラインにおいて日本人社員から受けた作業指示を外国人社員に対して伝達し自らもラインで業務を行う</p> <p>※一定の要件を満たすことで、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格では認められていない幅広い業務に従事することが可能である。</p> |

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について（平成20年3月出入国管理庁（最終改定令和3年3月））【抄】

2 法務省令で定める上陸許可基準に適合していること

(1) 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれかに該当すること。

ア 従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業していること

(注)

従事しようとする業務に必要な技術又は知識に係る科目を専攻していることが必要であり、そのためには、大学・専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務が関連していることが必要です。

(注) 業務との関連性について

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとされており（学校教育法第83条第1項、第2項）、このような教育機関としての大学の性格を踏まえ、**大学における専攻科目と従事しようとする業務の関連性については、従来より柔軟に判断**しています（海外の大学についてもこれに準じた判断をしています。）。また、**高等専門学校は**、一般科目と専門科目をバランスよく配置した教育課程により、技術者に必要な豊かな教養と体系的な専門知識を身につける機関であるとされており、大学と同様、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとするものとされている（同法第105条第2項）ことから、**大学に準じた判断**をしています。

他方、**専修学校は**、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とされている（同法第124条）ことから、**専修学校における専攻科目と従事しようとする業務については、相当程度の関連性を必要**とします。ただし、直接「専攻」したとは認められないような場合でも、履修内容全体を見て、従事しようとする業務に係る知識を習得したと認められるような場合においては、総合的に判断した上で許否の判断を行っているほか、関連性が認められた業務に3年程度従事した者については、その後に従事しようとする業務との関連性については、柔軟に判断します。

、、、（略）

イ（略）

在留資格「特定活動（告示46号）」



- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 |
|------|-------------------------|
| 特定活動 | 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 |

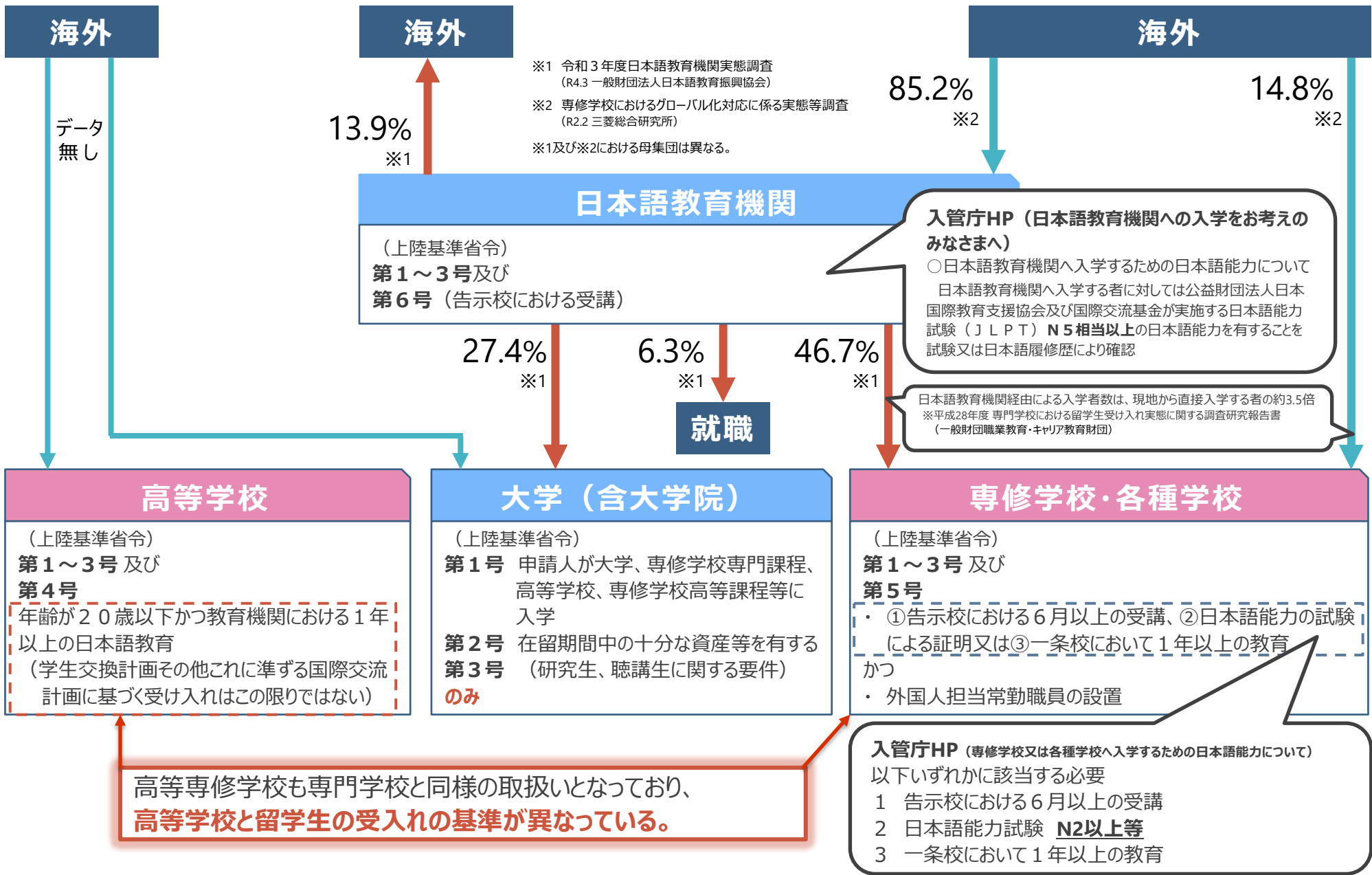
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件
(平成2年法務省告示第131号)

第46号 別表十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

別表第十一

- 一 本邦の大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。
- 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
- 三 日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験その他の方法により証明されていること。
- 四 本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用するものと認められること。

高等専修学校への外国人留学生の受入れについて



外国人留学生のキャリア形成促進について（案）

【現状と課題】

- 専門学校の留学生が就職する際（専門士等に限る。）には、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に在留資格の切り替えが認められているが、当該ガイドラインにより、大学・高等専門学校は専門科目と従事しようとする業務の関連性を柔軟に判断がなされている一方、専門学校については専攻科目と従事しようとする業務の関連性が厳格に審査されている状況
- 大学と比較し、就職先が限定されている中、経済団体より専門学校の留学生の卒業後の就職促進について強い要望がある状況

【対応の方向性】

- 企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」を要件の一つとした新たな認定制度を創設し、その認定の効果として在留資格「技術・人文知識・国際業務」の法務省における運用及び特定活動告示第46号（高度専門士に限る。）について、大学等と同等の取扱いとする。
- 新たな認定制度により認定を受けた専門学校を修了した留学生については、大学等を卒業した留学生と同様に円滑に日本社会に適応できる留学生としての質が確保されるものとし、在留資格「技術・人文知識・国際業務」について大学等と同等の取扱いとする。なお、基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施。

認定要件案

- ①職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。
- ②経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること。
- ③認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、日本人生徒との交流の機会が確保され、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導が行われるとともに、日本社会への理解促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること。
- ④外国人留学生の受入れに関する不適切な事項その他目的に照らして不適切と認められる事項がないこと。

特定活動46号について

- 高い日本語能力を有するものに幅広い業務での活動を認める在留資格「特定活動」告示46号については、現行制度上、大学又は大学院の卒業生又は修了生に限定されているところであるが、新たな認定制度により文部科学大臣が認定する4年制課程の専門学校の卒業生（高度専門士）に関して、大学等の卒業生と同等の取り扱いとする。

高等専修学校

- 高等専修学校への留学生を受け入れる場合、現行制度上、高等学校が交換留学生を受け入れる取り扱いと異なり、大学・専門学校等の高等教育機関としての取り扱いと整理され、留学時に日本語要件（N2）が求められているところであるが、高等学校と同等の受け入れの要件とし、学生交換計画があれば、日本語要件を求めない等、高等学校に留学した場合と同等の在留資格制度とする。

新認定制度の実施スケジュールについて（案）

2023年

2024年

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

新制度

